

中央環境審議会大気・騒音振動部会の専門委員会の設置について（案）

平成 25 年 7 月 12 日部会決定

平成 25 年 月 日 改正

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）第 9 条第 1 項の規定に基づき、中央環境審議会大気・騒音振動部会の専門委員会について次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会大気・騒音振動部会（以下「部会」という。）に、次の専門委員会を置く。

健康リスク総合専門委員会

有害大気汚染物質排出抑制専門委員会

自動車排出ガス専門委員会

揮発性有機化合物排出抑制専門委員会

石綿飛散防止専門委員会

自動車単体騒音専門委員会

微小粒子状物質等専門委員会

2. 健康リスク総合専門委員会においては、有害大気汚染物質による健康リスクの評価に関する専門の事項を調査する。

3. 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会においては、有害大気汚染物質の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。

4. 自動車排出ガス専門委員会においては、自動車排出ガス対策に関する専門の事項を調査する。

~~5. 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会においては、揮発性有機化合物の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。~~

- ~~6.5.~~ 石綿飛散防止専門委員会においては、石綿の飛散防止に関する専門の事項を調査する。

- ~~7.6.~~ 自動車単体騒音専門委員会においては、自動車騒音対策（自動車単体対策に限る。）に関する専門の事項を調査する。

7. 微小粒子状物質等専門委員会においては、微小粒子状物質等対策に関する専門の事項を調査する。

8. 部会に関する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中から部会長が指名する。